

徳島市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金に係るQ&A

(令和7年4月1日作成)

NO	質問	回答
1 補助対象者に関するQ&A		
①	市外事業者も補助対象者となりますか。	市内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修する者であれば、市外事業者も補助対象者とします。ただし、宗教活動及び政治活動を主な目的とする者、暴力団や暴力団関係者と関係がある者は補助対象者としません。
②	「改修」とはどの程度のことを言いますか。家具の入れ替えのみでも「改修」に該当しますか。	家具の入れ替えのみでも「改修」に該当します。
③	市内に二店舗あります。同時に複数の交付申請を行うことは可能ですか。	同年度に複数の交付申請を行い、複数の補助交付を受けることはできません。
④	前年度、本補助金の交付を受けたのですが、同店舗にて再度交付申請を行うことは可能ですか。	一度補助交付を受けた店舗において、再度交付申請を行うことはできません。
2 補助対象事業に関するQ&A		
①	補助対象事業とはどのようなものですか。	直接顧客と対面することにより商売を行っている宿泊業、小売業、飲食業、サービス業等とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設（バー、クラブ、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗店等）は補助対象としません。
②	事務用途は助成対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているとは言えないため、助成対象としません。
③	銀行、郵便局、不動産、保険等のサービス業において、直接顧客と対面して商売を行っている窓口機能と事務所機能を併設している店舗は補助対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているものであれば補助対象とします。ただし、原則として利用者が出入りできない箇所は補助対象としません。例外的に、顧客が視認できる範囲で、天井や壁等店舗全体を木質化する様な工事については対象とします。
④	店舗等利用者が原則として制限されていないとはどのような場合を言いますか。	常時、不特定多数の来客が見込まれ、特定の個人や法人のみの利用を想定した店舗等でないことをいいます。店舗等利用者が制限されている例として、会員制ジムや学習塾、老人ホーム等が挙げられます。
⑤	補助対象事業の要件に「店舗等利用者に対し、県産材が目立つ形で使用されていること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	店舗等を利用する者が出入りできる区画において県産材が使用されていること、店内の利用者が県産材を大いに視認できる店舗デザインであること等をいいます。
⑥	県産材であることはどのように証明すればいいですか。	徳島県木材認証機構事務局に発行してもらう「産地認証」証明書を提出していただきます。もしくは、納品書等によって証明できる場合は、それを以て証明とすることも可能です。

徳島市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金に係るQ&A

(令和7年4月1日作成)

NO	質問	回答
⑦	事前予約を必須としており、予約が入っていない日や時間帯は営業していませんが対象となりますか。	常時、不特定多数の来店が可能とならないこと、営業日数・営業時間の条件を満たすかどうか不明確となることから、対象外となります。
⑧	隔週休みのため、営業日数が週5日と週4日の週がありますが、対象となりますか。	通年で営業し、営業時間が一日平均4時間程度であれば対象となります。
⑨	県産材を活用していることをプレート等によって表示する、とありますが紙やシールで表示してもよいですか。	県産材を活用して木質化に取り組んでいることが分かる内容が表示され、紙やシール等安易に撤去が出来ないようにしてください。
⑩	県産材を活用していることの表示はどのようにすればよいですか。	木質化を実施したものの自体に表示したり、店舗等利用者に見てもらえる場所にプレート等を設置したりする方法等があります。他の方法で表示したい場合などは事前に相談するようにしてください。
⑪	この補助金以外に国や県から補助金を受けてもよいですか。	国や県等から、この補助金の補助対象経費以外の工事等で補助金を受けていても補助交付を受けることはできます。
3 補助対象経費等に関するQ&A		
①	消費税相当額は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に、消費税相当額は含まないものとします。
②	木材を下地材に使用した場合に係る工事費は補助対象経費となりますか。	竣工後に視認できない箇所への木材使用に係る工事費は補助対象経費としません。
③	工事費とは具体的に何を指しますか。	直接工事費（労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費）と運搬費とします。 設計費、間接工事費（共通仮設費、一般管理費、現場管理費等）は対象外です。
④	県産材の使用に係る工事とその他の木材の使用に係る工事をあわせて1つの工事費としている場合、全体を補助対象経費としてよいですか。	県産材に係る工事費のみ補助対象経費とします。県産材の使用に係る工事費が明示できない場合は補助対象経費としません。
⑤	複合フローリング（基材は県産材、表面材はシート又は外材）の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	竣工後に県産材を視認できない箇所への木材使用に係る工事費は補助対象経費としません。
⑥	複合フローリング（基材は外材、表面材は県産材）の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	表面材に県産材を使用しているならば、当該製品の使用に係る工事費は補助対象経費とします。
⑦	パーティクルボード、MDF、木毛セメント版、LVL等の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	竣工後も視認できる箇所に県産材を使用するのであれば、当該製品の使用に係る工事費は補助対象経費とします。
⑧	再生木材の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	竣工後も視認できる箇所に県産材を使用するのであれば、当該製品の使用に係る工事費は補助対象経費とします。

徳島市テナント店舗等木質化モデル創出事業補助金に係るQ&A

(令和7年4月1日作成)

NO	質問	回答
⑨	再生木材等の混合製品について、県産材の含有率は関係ありますか。	県産材を含んだ混合製品を竣工後も視認できる箇所に使用するのであれば、含有率に関わらず当該製品の使用に係る工事費は補助対象経費とします。ただし、当該製品の県産材の含有率が、他の同種製品における木材の含有率と比較して極めて少ない場合は補助対象経費としません。
⑩	県産材の使用に係る工事とその他の木材の使用に係る工事をあわせて1つの工事費としている場合、全体を補助対象経費としてよいですか。	県産材に係る工事費のみ補助対象経費とします。県産材の使用に係る工事費が明示できない場合は補助対象経費としません。
⑪	天板は木材、脚はスチールのテーブルを導入します。その場合、製品の価格を補助対象経費としてよいですか。	製品の導入費用を補助対象経費とします。しかし、木材利用箇所が脚のみや枠のみ等の場合は原則対象外とします。
⑫	店舗等利用者が利用しない木製建具、木製什器とは具体的に何を指しますか。	基本的にスタッフが利用するためのドアや机・椅子、備品整理用棚（商品陳列、ディスプレイの用途でないもの）等を指し、それらは補助対象外となります。
⑬	外装工事は補助対象経費となりますか。	県産材を使用した外装工事は補助対象経費とします。ただし、塀など建物と一体となっていない外構工事は補助対象経費としません。
4	交付申請（提出書類）に関するQ&A	
①	交付申請時に提出する見積書は、工事全体の見積書で構いませんか。	補助対象経費として申請する金額がわかる見積書を提出してください。当該金額が確認できない場合は補助対象経費としません。
②	補助金の交付申請はいつすればよいですか。	必ず工事着手前にご相談いただき、申請してください。既に工事に着手している店舗等については申請できません。
③	工事は着手はいつまでにすればよいですか。	補助金交付決定後60日以内に着手届を提出してください。期日を過ぎた場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。
④	申請時から工事内容が変更となり、補助対象経費や木材使用方法、工事内容等に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。	木材の使用方法や工事内容、補助対象経費に変更が生じた場合は速やかに連絡してください。なお、補助対象経費や木材使用方法、工事内容等に大幅な変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要です。変更申請の手続きを行わずに完了報告時にその事実が明らかになった場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
⑤	工事はいつまでに完了すればよいですか。	工事完了後30日以内か交付申請をした当該年度の2月末日までのどちらか早い日までに完了実績報告書を提出してください。期日を過ぎた場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。